

# 労働者派遣法に基づく情報公開

(対象期間 2021年4月1日～2022年3月31日)

2022年6月17日  
株式会社フロントライン

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の定めにより、労働者派遣事業に係る以下の情報を公開いたします。

|                                                                                     |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ①派遣労働者の数（2022年6月1日時点）                                                               | 4 名     |
| ②労働者派遣の役務の提供を受けた者の数                                                                 | 99 名    |
| ③労働者派遣に関する料金額の平均額（8時間あたりの派遣料金の平均額）                                                  | ¥16,512 |
| ④派遣労働者の賃金額の平均額（8時間あたりの賃金の平均額）                                                       | ¥11,488 |
| ⑤労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（以下「マージン率」という。） | 43.73%  |

◆マージン率には以下の経費が含まれます

社会保険料、有給休暇費用、教育訓練費用、健康診断費用、採用活動費用、雇用管理費用、営業費用、営業利益。

|               |    |
|---------------|----|
| ⑥雇用安定措置を講じた人数 | 3名 |
| ⑦福利厚生等        |    |

- ・社会保険、雇用保険、労災保険完備
- ・健康診断（社会保険加入者のみ対象）
- ・インフルエンザ予防接種補助金支給（社会保険加入者のみ対象）
- ・年次有給休暇、産前産後休暇、育児休業、介護休業等（長期就業等の要件を満たす方のみ対象）

## ⑧派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口：フロントライン管理部（03-3518-4700）

|                      | 種別      | 方法     | 実施           | 受講費 | 賃金の支給 |
|----------------------|---------|--------|--------------|-----|-------|
| 採用時業務講習              | 雇入時、待機中 | OFF-JT | 派遣元          | 無料  | 無給    |
| 入店研修                 | 派遣中     | OFF-JT | 派遣先          | 無料  | 有給    |
| 接客・レジ研修              | 派遣中     | OJT    | 派遣元/派遣先      | 無料  | 有給    |
| OA機器操作・Office講座      | 全派遣労働者  | OFF-JT | 派遣元/訓練機関     | 無料  | 無給    |
| リーダーシップ研修            | 入社1年以上  | OFF-JT | 派遣元/訓練機関     | 無料  | 有給    |
| 店長クラス研修              | 入社3年以上  | OFF-JT | 派遣元/派遣先/訓練機関 | 無料  | 有給    |
| インバウンド接客語学研修（英語・中国語） | 派遣中     | OFF-JT | 訓練機関         | 無料  | 有給    |
| 接客サービス・接客マナー向上研修     | 派遣中     | OFF-JT | 派遣元/訓練機関     | 無料  | 有給    |

## ○その他の教育訓練

- ・労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育
- ・ハラスメント講習
- ・個人情報保護教育

## ⑨労働者派遣の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結しているか否かの別： 労使協定を締結している
- 協定の対象となる派遣労働者の範囲： すべての派遣労働者
- 協定の対象となる派遣労働者の範囲： すべての派遣労働者